

松原市教育振興基本計画策定委員会に係る議事録取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、松原市教育振興基本計画策定委員会の議事録の取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(議事録の作成)

第2条 議事録は、全文筆記とし、会議に出席した委員の承認を得て確定する。ただし、案件に係る議論と関係のない発言は、議事録の対象外とし、話し言葉特有の表現及び明らかな誤りは、発言の趣旨を損なわない範囲において、発言者に確認することなく事務局で訂正することができる。

(議事録の公表)

第3条 議事録は、松原市情報公開条例（平成11年松原市条例第21号）に規定する非公開情報を除いて公開するものとする。

2 前項に規定する非公開情報を除く作業については、発言者に確認することなく事務局において行うものとする。

附 則

この要領は、平成28年7月22日から実施する。